

佐野市告示第101号

放置自転車の撤去

佐野市自転車放置防止条例（平成17年佐野市条例第20号）第9条第1項及び第4項の規定により撤去し、及び保管した放置自転車について、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年4月17日

佐野市長 岡部正英

1. 自転車が放置されていた場所及びその種別等
別紙のとおり
2. 撤去した年月日
別紙のとおり
3. 撤去した自転車の返還を行う日時
平成31年4月17日から令和元年7月15日
午前6時から午後10時まで
4. 返還方法
返還を受けようとする者は、佐野駅前自転車駐車場（Tel 21-5528）
に申し出て、所定の手続をとるものとする。
5. 返還を行う場所
佐野駅前自転車駐車場

別紙

放置自転車一覧

番号	撤去番号	撤去日	放置場所	種別	色	防犯登録番号	車体番号
1	10	平成31年3月14日	駅南 セブンイレブン前	軽快	グリーン	30-95922	F60611586
2	11	平成31年3月15日	閑馬町230	軽快	レッド		SS171104790
3	12	平成31年3月27日	若松町87	軽快	シルバー	00-58189	S6D51984
4	13	平成31年3月29日	駅北 城山公園側	軽快	シルバー& グリーン	32-53445	F70126374
5	14	平成31年4月1日	田島町84	軽快	ワインレッド		S7L17085
合計				5台			